

天理市建設工事請負業者資格審査要綱

(総則)

第1条 天理市が執行する建設工事の競争入札に参加し請負をするために、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月）第5条の規定に基づき入札参加資格審査申請書を市長に提出した者（以下「参加申請者」という。）の資格の審査については、この要綱の定めるところによる。

(資格審査会)

第2条 参加申請者の資格審査を厳正かつ公平に行うため、天理市建設工事請負業者資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 会長は副市長をもって充て、副会長は総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、次の職にある者及び会長の指名する者をもって充てる。

環境経済部長 建設部長 教育委員会事務局長

(会長及び副会長)

第3条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 参加申請者が競争入札に係る適正な参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）であるか否かの審査判定を行うこと。
- (2) 有資格業者の総合的能力の判定を行うため、総評定点を採点すること。
- (3) 前号の総評定点及び第10条第8項の特別評定事項により有資格業者の格付をすること。

(会議)

第5条 審査会の会議は、必要の都度会長が招集する。

(議決)

第6条 審査会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決

することができない。ただし、臨時急施を要する事項が生じたときは、この限りでない。

- 2 審査会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 審査会の会議は、公開しない。また、何人も審査会の会議の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務課入札審査室で処理する。

(資格資料)

第9条 有資格業者の格付に必要な資料は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書
- (2) 経営事項審査結果通知書
- (3) 工事成績
- (4) その他格付に必要と認めるもの

(格付)

第10条 格付は、客観的要素と主観的要素を評定し、それぞれの評定点を合計した総評定点及び特別評定事項を総合的に勘案して行う。

- 2 格付は、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、管工事、鋼構造物工事、造園工事、電気通信工事、電気工事、塗装工事及び防水工事に限り行う。

- 3 格付は、天理市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有する有資格業者について行う。

ただし、土木一式工事におけるA1・A等級、建築一式工事におけるA等級及び舗装工事におけるA等級については、天理市内に建設業法第3条に規定する建設業の許可における主たる営業所を置くものに限る。

- 4 格付は、工種ごとに新規に受付され登録された日から1年経過後の有資格業者

を対象とし、土木一式工事についてはA 1・A・B・C・Dの5等級、建築一式工事についてはA・B・C・Dの4等級、舗装工事についてはA・B・Cの3等級、管工事についてはA・Bの2等級に区分する。また、鋼構造物工事、造園工事、電気通信工事、電気工事、塗装工事及び防水工事は区分のない1等級とする。

5 格付を行うために必要な等級ごとの総評定点又は期間及び特別評定事項の基準は、別表のとおりとする。なお、この基準等については審査会において定める。

6 客観的要素は、建設業法第27条の23に定める建設業者の経営事項審査の結果によることとし、客観的要素判定基準（別紙1）に基づき評定する。

7 主観的要素は、次の項目とし、主観的要素判定基準（別紙2）に基づき評定する。

(1) 工事成績

(2) 信用度

(3) 工事安全成績

(4) その他格付に必要と認めるもの

8 特別評定事項は、次の項目とする。

(1) 資本金

(2) 技術職員の数 経営事項審査結果通知書における各工種の技術職員数をもって確認する。ただし、国土交通大臣の特別認定者は認定された業種に限り1級技術者として、また監理技術者補佐（主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者）及び基幹技能者は2級技術者として取り扱うものとする。

(3) 過去の格付状況

(4) その他格付に必要と認めるもの

（格付有効期間）

第11条 格付の有効期間は、格付の公表と同時に、2年間を限度として決定するものとする。

2 中間年において、工種ごとに新規に受付され登録された日から1年を経過した有資格業者に係る格付を行うときは、当該格付の有効期間を、その前年において第1項に基づき決定した格付の有効期間の残余に限り決定するものとする。

(有資格業者の資格の承継申請)

第 12 条 有資格業者の資格を承継させる取り扱いについては、次項以下本条各項に規定するとおりとする。

2 承継を認める範囲については次のとおりとする。

- (1) 個人業者から法人組織になる等、組織変更があった場合で、当該個人が代表取締役である場合。
- (2) 法人組織が解散され代表取締役であった者が個人業者として建設業を営む場合。
- (3) 個人業者の死亡等に伴う相続等による承継する場合。

3 有資格業者の資格を承継するための申請を行う場合は、次の各号に規定する書類を提出するものとする。

- (1) 請負業者資格承継申請書（様式第 1 号）
- (2) 前項各号に規定する承継範囲についての当該事実を証する書面（法人組織の場合は商業登記簿の履歴事項全部証明書の写し、個人業者の死亡等に伴う相続の場合は被承継人の戸籍謄本及び法定相続人全員の同意書等（実印を押印した書類とし、法定相続人全員の印鑑証明を添付すること。）とする。）
- (3) 承継人名義の建設業の許可書の写し
- (4) その他承継に必要と認めるもの

附 則

この要綱は、昭和 50 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 6 年 7 月 13 日から施行する。

2 改正後の天理市建設工事請負業者資格審査要綱別紙 1 及び別紙 2 の規定は、平成 7 年度以降に行う資格の審査から適用し、平成 6 年度に行う資格の審査については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の天理市建設工事請負業者資格審査要綱第 10 条及び別表の規定は、平成 28 年度に行う格付審査から適用し、当該審査前の格付についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の天理市建設工事請負業者資格審査要綱は、平成 30 年度に行う格付審

査から適用し、当該審査前の格付についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の天理市建設工事請負業者資格審査要綱は、令和 2 年度に行う格付審査から適用し、当該審査前の格付についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の天理市建設工事請負業者資格審査要綱は、令和 4 年度に行う格付審査から適用し、当該審査前の格付についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の天理市建設工事請負業者資格審査要綱は、令和 8 年度に行う格付審査から適用し、当該審査前の格付についてはなお従前の例による。

別紙 1（第 10 条関係）

客観的要素判定基準

客観的要素の評定は、格付する年度の前年の建設業法第 27 条の 23 の規定により国土交通大臣又は知事が行う建設業者の経営に関する客観的事項の審査の結果に基づいて行う。

ただし、審査結果のないものの評定については、その都度審査会において協議した上で、格付を留保することができる。

別紙2 (第10条第7項関係)

主観的要素判定基準

主観的要素の評定は、次の項目について行う。

1 工事成績

格付しようとする年度の前2年度中において、有資格業者の竣工した工事の検査成績評定点の工種ごとの平均点により、次のとおり評定する。なお、この評定は、天理市発注の請負金額50万円以上の建設工事とする。

検査成績評定点	85以上	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72
評定点	70点	65点	60点	55点	50点	45点	40点	35点	30点	25点	20点	15点	12点	9点

検査成績評定点	71	70	70未満 65以上	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55以下
評定点	6点	3点	0点	-3点	-6点	-9点	-12点	-15点	-20点	-25点	-30点	-35点	-40点

2 信用度

格付しようとする年度の前2年度中において、天理市より指名停止を受けた有資格業者については、次のとおり評定する。

項 目		評 定 点
指名停止を受けた期間	1ヶ月未満	-5点
	1ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
	3ヶ月以上6ヶ月未満	-30点
	6ヶ月以上9ヶ月未満	-45点
	9ヶ月以上12ヶ月未満	-60点
	12ヶ月以上18ヶ月未満	-90点
	18ヶ月以上	-100点

3 工事安全成績

格付しようとする年度の前2年度中に災害等の事故を起こした有資格業者については、次のとおり評定する。

項 目	評 定 点
建設工事に關し、重大な災害（労働者又は公衆に死亡者を出した場合）を起こした者	-15 点
労災事故を起こし、関係法令に違反していたとして費用の徴収を受けた者	-15 点

4 その他格付に必要と認めるもの

（1）格付しようとする年度の前年度の入札参加資格審査申請時点において、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習受講（代表者）については、次のとおり評定する。

項 目	評 定 点
不当要求防止責任者講習受講済み証明書提出の者	20 点

（2）格付しようとする年度の前年度の入札参加資格審査申請時点において、天理市と災害協定等を締結している有資格業者又は所属する団体組織が天理市と災害協定等を締結している有資格業者については、次のとおり評定する。

項 目	評 定 点
災害協定等を締結している者	20 点

（3）格付しようとする年度の前年度の入札参加資格審査申請時点において、建設業法第27条の23に定める建設業者の経営事項審査の結果における雇用している技術職員1名につき3点を有資格業者に評定する。ただし、評定における加点の上限は、60点とする。

（4）建設業法第7条又は第15条に規定する有資格者で、女性技術者又は若手技

術者（40歳未満）を雇用（直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）している場合には1名につき5点を有資格業者に評定する。ただし、加点の上限は、20点とする。

若手技術者の雇用状況については、格付しようとする年度の3月31日における満年齢により審査する。

別表（第10条関係）

格付基準表

土木一式工事

級	総評定点又は期間及び特別評定事項の基準
A 1	・ 総評定点が 9 0 0 点以上であること。 ・ 資本金が 4, 0 0 0 万円以上の法人であること。 ・ 特定建設業の許可を有していること。 ・ 1 級技術者 3 名以上を含む技術職員が 7 名以上いること。
A	・ 総評定点が 8 0 0 点以上であること。 ・ 資本金が 3, 0 0 0 万円以上の法人であること。 ・ 特定建設業の許可を有していること。 ・ 1 級技術者 2 名以上を含む技術職員が 3 名以上いること。
B	・ 総評定点が 7 0 0 点以上であること。 ・ 2 級技術者 1 名以上を含む技術職員が 2 名以上いること。
C	・ 総評定点が 6 0 0 点以上であること。
D	・ 新規受付から 1 年が経過したものであること。

建築一式工事

級	総評定点又は期間及び特別評定事項の基準
A	・ 総評定点が 8 0 0 点以上であること。 ・ 資本金が 3, 0 0 0 万円以上の法人であること。 ・ 特定建設業の許可を有していること。 ・ 1 級技術者 2 名以上を含む技術職員が 3 名以上いること。
B	・ 総評定点が 7 0 0 点以上であること。 ・ 2 級技術者 1 名以上を含む技術職員が 2 名以上いること。
C	・ 総評定点が 6 0 0 点以上であること。
D	・ 新規受付から 1 年が経過したものであること。

舗装工事

級	総評定点又は期間及び特別評定事項の基準
A	・ 総評定点が 8 0 0 点以上であること。 ・ 資本金が 4, 0 0 0 万円以上の法人であること。 ・ 特定建設業の許可を有していること。 ・ 1 級技術者 2 名以上を含む技術職員が 5 名以上いること。
B	・ 総評定点が 7 0 0 点以上であること。 ・ 資本金が 2, 0 0 0 万円以上の法人であること。 ・ 2 級技術者 1 名以上の技術職員が 2 名以上いること。
C	・ 新規受付から 1 年が経過したものであること。

管工事

級	総評定点又は期間及び特別評定事項の基準
A	・ 総評定点が 7 5 0 点以上であること。
B	・ 新規受付から 1 年が経過したものであること。

その他の工事

格付までの期間
・ 新規受付から 1 年が経過したものであること。

※ なお、土木一式工事D級、建築一式工事D級、舗装工事C級、管工事B級及びその他の工事については、各工種ごとに新規に受付され登録された日から上表に記載された期間（新規業者に対する信用・実績に関する観察期間）が経過しているか否かを条件とするものであり、格付までの期間以外の総評点等の条件は問わないものとする。

1. 昇格の基準

格付審査対象業者の格付年度における総評定点数又は期間及び特別評定事項の基準（以下「総評定点等基準」という。）が、上記の「格付基準表」にある現在の等級より1位上位の総評定点等基準を全て満たしている場合、当該業者を1位昇格させることができる。

2. 等級据え置き基準

格付審査対象業者の格付年度における総評定点等が、上記の「格付基準表」にある現在の等級における総評定点等基準を全て満たしており、なおかつ現在の等級より1位上位の総評定点等基準を全て満たしていない場合、当該業者を現在の等級に据え置くことができる。

3. 降格の基準

格付審査対象業者の格付年度における総評定点等基準が、上記の「格付基準表」にある現在の等級における総評定点等基準を全て満たしていない場合、当該業者を降格させることができる。

4. 中間年における格付の基準

中間年における格付は、各工種ごとに新規に受付され登録された日から1年を経過した業者についてのみ行い、その他の者については一切行わない。

様式第 1 号（第 12 条関係）

請 負 業 者 資 格 承 継 申 請 書

年 月 日

天理市長

様

（承 継 人）

住 所

氏 名

商号又は名称

印鑑登録印

私は、貴市の建設工事に係る競争入札参加資格者として登録されている下記の者より、建設工事請負事業を承継いたしましたので、当該資格の承継を認めていただけますよう申請します。

記

被承継人

- 1 商 号 又 は 名 称
- 2 代 表 者 の 氏 名
- 3 住 所 又 は 所 在
- 4 本 市 受 付 番 号 市内 ー
- 5 登 録 業 種

添付書類

1 承継の原因となる事実を証する書面

- ・ 法人組織の場合は商業登記簿の履歴事項全部証明書の写し及び法人の印鑑証明書の写し
- ・ 個人業者の死亡等に伴う相続の場合は被承継人の戸籍謄本及び法定相続人全員の同意書等（実印を押印した書類とし、法定相続人全員の印鑑証明を添付すること。）とする。

2 承継人名義の建設業の許可書の写し

3 その他承継にあたり必要となる証明書類・届出書等